

戸籍にフリガナが記載されるようになります

全ての
住民が
対象です

フリガナの通知を 忘れずに確認しよう!

【問】市民課（本庁1階） ☎ 24-2101



5月26日(月)～順次発送

通知が届いたら、まずは確認!

本籍地の市区町村から通知が届きます。
通知が届いたら必ず内容を確認してください。

筑西市では7月中旬以降の発送を予定

戸籍に記載される振り仮名の通知書

※イメージ

【氏の振り仮名】

氏	法務
振り仮名	ホーム
氏の振り仮名の届出が可能な人	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

名	太郎
振り仮名	タロウ



フリガナが正しい場合は、
届出をしなくても、通知のとおり
戸籍に記載されます。

戸籍制度マスコットキャラクター
コセキツネ

誤っていたら届出をしよう

令和8年5月26日(火)以降に、この通知
に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載
されます。

誤っている場合は、令和8年5月25日(月)
までに忘れずに届出してください。

届出方法

Web(マイナポータル)、郵送、
窓口(市民課、各支所、川島出張所)
で届出を行うことができます。



詳しくはこちら

届出時の留意事項

氏名のうち、

氏のフリガナは、原則戸籍の筆頭者が届出をすることが
できますが、配偶者などと再度確認をお願いします。

名のフリガナは各人が届け出ることができます。

氏名のフリガナについては「氏名として用いられる文字
の読み方として一般に認められているものでなければなら
ない」との規律が設けられました。

次のような社会を混乱させるものは、認められないもの
と考えられます。

- ① 漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方
例：高をヒクシ
- ② 読み違い、書き違いかどうか判然としない読み方
例：太郎をジロウ、サブロウ
- ③ 漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く
認めることができない読み方
例：太郎をジョージ、マイケル

⚠️ 詐欺に注意してください ⚠️



フリガナの届出をしないと罰金を払わないといけませんよ!

フリガナの届出に一人●万円振り込んでください。



届出しなくても罰金はありません。届出に手数料はかかりません。